戸別所得補償制度

政策提言先 農林水產省

政策提言の要旨

戸別所得補償制度は、生産者が安心して農業に取り組み、農地を守りながら食料自給率の向上を図っていくことができる仕組みとして評価しており、本格実施に向けて、一層、制度の充実・改善が図られることを期待するものです。

その際には、本年度実施する「戸別所得補償モデル対策」の検証を踏まえ、中山間地域が県土の大半を占める本県のように、生産条件の不利な地域の実情にも配慮した制度設計が必要であるものと考えますので、以下のとおり提言をいたします。

【政策提言の具体的内容】

- 1 地域の実情に配慮した制度設計
 - ① 交付金単価の設定方法

「全国一律」の生産費と販売価格の差額ではなく、地域の地理・地形的な条件や気候条件など、適地・適作の違いを十分に考慮し、再生産の可能な交付金単価を設定する。

② 米の生産数量目標の配分方法

各都道府県に対する生産数量目標の配分に当たっては、過去の転作に取り組んだ実績を 考慮する。

③ 地域の創意工夫を反映する仕組み

「環境保全型農業」や「米飯学校給食」など、地域の創意工夫による先進的な取り組みに対して、交付金単価を加算する仕組みを創設する。

④ 激変緩和措置の継続

本年度の「戸別所得補償モデル対策」における激変緩和措置については、これまで生産 調整に取り組んできた生産者に配慮し、当分の間、継続する。

2 米粉用米・飼料用米への取り組みに対する支援の強化

米粉・飼料用等の多用途米については、生産振興と合わせて、低コスト化技術の開発・普及や安定した流通システムの構築、加工用施設の整備に対する支援措置等の充実を図る。

3 「畜産・酪農所得補償制度」の早期の創設

国産畜産物の安定供給と経営の安定を確保していくため、中山間地域など生産条件の不利な地域の実情を反映するとともに、黒毛和種や褐毛和種など品種ごとに所得補償する「畜産・酪農所得補償制度」を早期に創設する。

4 推進体制の整備

- ① 本格実施に向けた制度設計においては、国民的コンセンサスが得られるよう、十分な議論を行うとともに、制度の導入時に混乱を招くことがないよう、生産者・関係機関等への周知期間を十分に確保する。
- ② 事務の推進体制については、国が責任をもって整備し、地域水田農業推進協議会等の事務に対しては、人件費も含めた十分な予算措置を図る。
- ③ 現地確認や水田台帳の整備等における事務の効率化・簡素化を図るため、「水土里情報システム」の有効な活用方法について、早急に検討する。

【政策提言の理由】

1 各地域の実情に考慮する仕組み

① 交付金単価の設定方法

当県を含む中国四国地方では、中山間地域の割合が高く、狭小な農地が多いため、米の生産費は全国と比べてかなり高く、全国一律の「生産費と販売価格の差額」では、安心して米づくりに取り組むための補償金が十分に交付されません。このため、地理的条件等で、「生産費と販売価格の差額」が大きい場合など、地域ブロック平均や加算制度についても検討するなど、生産者にとって再生産につながる制度を設計する必要があります。

② 米の生産数量目標の配分方法

昭和44年以降の転作率は、平成21年産作付面積では、当県が62.4%で、東日本の米どころの多くが50%未満となっており、これまでの配分方法では、到底、公平性のあるものとは言えない状況になっています。

③ 地域の創意工夫を反映する仕組み

生物多様性など環境保全に考慮した取り組みを推進するためには、地域の創意工夫による先進的な取り組みを評価し、加算する仕組みが必要です。

また、食料自給率の向上を図るためには、米飯学校給食の推進など米の消費拡大に向けた地域の主体的な取り組みや、1人当たりの米の消費量等を反映できる仕組みが必要です。

④ 激変緩和措置の継続

農業者が、継続して安定的な生産体制が維持するためには、本年度行われた激変緩和措置 を平成23年度も継続することが必要だと考えます。

2 米粉用米・飼料用米への取り組みに対する支援の強化

現時点では、米粉・飼料用等の多用途米の円滑な利活用に向けた流通システムの整備が十分ではないことから、安定的な供給と消費につながるよう、生産の振興と合わせて、流通業者等と一体となった仕組みを早期に整備することが必要だと考えます。

3 「畜産・酪農所得補償制度」の早期の創設

景気低迷による畜産物価格の下落傾向が続く中で、配合飼料価格は依然として高止まりで 推移し、農家所得は大きく減少しており、生産者の経営努力も限界に達しています。

こうした中、国内の畜産生産基盤を維持・発展させ、食料自給率の向上を図るには、生産条件の不利な地域の実情を反映した「畜産・酪農所得補償制度」の創設が早急に必要だと考えます。

4 推進体制の整備

- ① 当県のような早期米に取り組む地域では、生産者は、11月頃から翌年の種苗の手配を始めていますので、制度の導入に当たっては、その周知期間を十分に確保し、生産者の農業経営等に混乱を生じないように配慮することが大切ですし、制度の設計段階から、議論の透明性を確保しつつ、国民的な議論を十分に行うことが重要です。
- ② 交付金の円滑な交付事務の推進に当たっては、地方自治体や農業関係団体に対する人的・ 財政的負担を強いることのないよう、国において責任をもって執行する体制を整備しなけれ ばならないと考えます。
- ③ 現在整備中の「水土里情報システム」の情報項目を整理することによって、本対策に係る 水田台帳の整備や、現地確認作業の軽減が可能であると考えます。